

## 今後の進め方について

(福祉サービスの総合的な提供を推進するための、  
各制度の人員配置基準、設備基準の緩和関係)

### 3月下旬

- ・ 通知発出（地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン）

### 4月以降

- ・ 高齢者、障害者、児童等への総合的な支援の提供に向けた各制度の人員配置基準、設備基準の緩和について、必要に応じて報酬改定も視野に入れて、平成 30 年度までにかけて検討

※福祉施設の転用に係る補助金支給方法の見直しについては、早急に検討の上、関係省庁との調整を進める。

【参考】「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（抜粋）

例えば、児童のための施設として整備したが、年数の経過に伴う需要の変化等により高齢者のための施設として運用したいという場合に、施設の転用が難しいといった声がある。このため、各分野の補助金により整備した施設を 10 年未満で他の福祉施設に転用する場合に、補助金返還を要しないこととする要件の拡大や転用手続きの簡素化を検討する。